

証券コード 7981

タカラスタンダード株式会社

第148回 定時株主総会 招集ご通知

開催日時

2022年6月29日（水曜日）午前10時

開催場所

大阪市城東区鳴野東1丁目2番1号

当社本社新館4階会議室

末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。

新型コロナウイルス感染拡大防止の観点から、当日のご来場は極力お控えいただき、書面又はインターネット等による議決権行使をご検討くださいますようお願い申し上げます。
なお、ご来場の株主様へのお土産のご用意はございません。
ご了承くださいますようお願い申し上げます。

書面又はインターネット等による議決権行使期限

2022年6月28日（火曜日）午後5時50分まで

目次

第148回定時株主総会招集ご通知	2
株主総会参考書類	
第1号議案 剰余金の配当の件	6
第2号議案 定款一部変更の件	7
第3号議案 取締役2名選任の件	9
[添付書類]	
事業報告	12
連結計算書類	30
計算書類	33
監査報告書	36
TOPICS	41



水まわりって、大切だから
Takara standard

タカラスタンダードは
今年創業110周年を迎えました



Philosophy

企業理念

タカラスタンダードにとって大切な3つの“Standard”

Living Standard **住生活水準**

タカラスタンダードは、「水まわり設備機器」と「ホーロー技術」の進化を通じて、より多くの方がより心地良い暮らしを楽しめるようにお手伝いします。

Ethical Standard **倫理規範**

タカラスタンダードは、「社会との調和」、「社員の幸せ」、「環境への配慮」を大前提に、持続的な利益成長の実現を目指します。

Quality Standard **品質基準**

タカラスタンダードは、お客様の「信頼」が最も重要な会社の資産であると考え、製品・サービスの品質向上をすべてに優先させます。

株主各位

大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号

タカラスタンダード株式会社

代表取締役社長 渡辺 岳夫

第148回定時株主総会招集ご通知

拝啓 平素は格別のご高配を賜り厚くお礼申し上げます。

さて、当社第148回定時株主総会を下記のとおり開催いたしますので、ご通知申し上げます。

なお、当日のご出席に代えて、書面（郵送）又はインターネット等によって議決権を行使することができます。お手数ながら後記株主総会参考書類をご検討くださいます。後記の議決権行使についてのご案内（3頁から5頁まで）をご参照のうえ、2022年6月28日（火曜日）午後5時50分までに議決権をご行使いただきたく、お願い申し上げます。

敬 具

記

1	日 時	2022年6月29日（水曜日）午前10時
2	場 所	大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号 当社本社新館4階会議室 (末尾の「株主総会会場のご案内」をご参照ください。)
3	目的事項	<p>報告事項 1. 第148期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）事業報告、連結計算書類並びに会計監査人及び監査役会の連結計算書類監査結果報告の件 2. 第148期（自2021年4月1日 至2022年3月31日）計算書類報告の件</p> <p>決議事項 第1号議案 剰余金の配当の件 第2号議案 定款一部変更の件 第3号議案 取締役2名選任の件</p>

以 上



議決権行使についてのご案内

株主総会における議決権は、株主の皆様大切な権利です。後記の株主総会参考書類をご検討のうえ、議決権を行使していただきますようお願い申し上げます。議決権を行使する方法は、以下の3つの方法がございます。



株主総会にご出席する方法

当日ご出席の際は、お手数ながら、同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出ください。

株主総会開催日時

2022年6月29日（水曜日）
午前10時



書面（郵送）で議決権を行使する方法

同封の議決権行使書用紙に各議案に対する賛否をご表示のうえ、ご返送ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時50分到着分まで



インターネット等で議決権を行使する方法

次ページのご案内に従って、各議案に対する賛否をご入力ください。

行使期限

2022年6月28日（火曜日）
午後5時50分入力完了分まで

議決権行使書用紙のご記入方法のご案内

議決権行使書 株主番号 ○○○○○○○○ 議決権の数 XX 票

御中

××××年 ×月××日

スマートフォン用
議決権行使
ウェブサイト
ログインQRコード

見本

○○○○○○○

こちらに各議案に対する賛否をご記入ください。

第1号・2号議案

- 賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印
- 反対する場合 >> 「否」の欄に○印

第3号議案

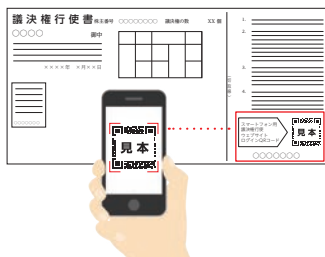
- 全員賛成する場合 >> 「賛」の欄に○印
- 全員反対する場合 >> 「否」の欄に○印
- 一部の候補者を反対する場合 >> 「賛」の欄に○印をし、反対する候補者の番号をご記入ください。

インターネット等による議決権行使のご案内

QRコードを読み取る方法 「スマート行使」

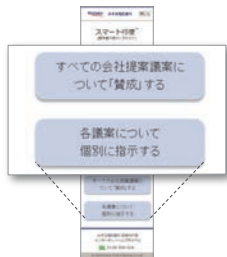
議決権行使コード及びパスワードを入力することなく議決権行使ウェブサイトにログインすることができます。

- 1 議決権行使書用紙右下に記載のQRコードを読み取ってください。



※「QRコード」は株式会社デンソーウェブの登録商標です。

- 2 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。



「スマート行使」での議決権行使は**1回のみ**。

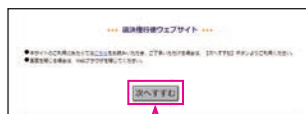
議決権行使後に行使内容を変更する場合は、お手数ですがPC向けサイトへアクセスし、議決権行使書用紙に記載の「議決権行使コード」・「パスワード」を入力してログイン、再度議決権行使をお願いいたします。

※QRコードを再度読み取っていただくと、PC向けサイトへ遷移できます。

議決権行使コード・パスワードを入力する方法

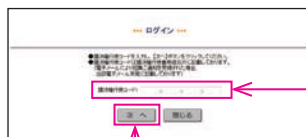
議決権行使ウェブサイト <https://soukai.mizuho-tb.co.jp/>

- 1 議決権行使ウェブサイトにアクセスしてください。



「次へすすむ」をクリック

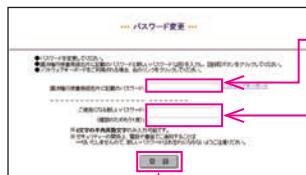
- 2 議決権行使書用紙に記載された「議決権行使コード」をご入力ください。



「議決権行使コード」を入力

「次へ」をクリック

- 3 議決権行使書用紙に記載された「パスワード」をご入力ください。



「パスワード」を入力

実際にご使用になる新しいパスワードを設定してください

「登録」をクリック

- 4 以降は画面の案内に従って賛否をご入力ください。

インターネット等による議決権行使でパソコンやスマートフォンの操作方法などが不明な場合は、右記にお問い合わせください。

みずほ信託銀行 証券代行部 インターネットヘルプダイヤル
0120-768-524
(受付時間 平日午前9時～午後9時)

- 当日ご出席の方は、お手数ながら同封の議決権行使書用紙を会場受付にご提出くださいますようお願い申し上げます。代理人によるご出席の場合は、当社の議決権を有する他の株主1名に限るものとさせていただきます。なお、代理権を証明する書面のご提出が必要となりますのでご了承ください。
- 書面（郵送）及びインターネット等の両方で議決権行使をされた場合は、インターネット等による議決権行使を有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。また、インターネット等により複数回、議決権行使をされた場合は、最後に行われたものを有効な議決権行使としてお取り扱いいたします。
- 本招集ご通知において提供すべき書類のうち、連結計算書類の「連結注記表」及び計算書類の「個別注記表」につきましては、法令及び当社定款第15条の規定に基づき、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takara-standard.co.jp/>)に掲載しておりますので、本招集ご通知添付書類には記載しておりません。なお、上記ウェブサイト掲載書類は、監査役が監査報告を、会計監査人が会計監査報告をそれぞれ作成するに際して監査した連結計算書類及び計算書類に含まれております。
- 株主総会参考書類及び事業報告、連結計算書類、計算書類に修正が生じた場合は、インターネット上の当社ウェブサイト(<https://www.takara-standard.co.jp/>)に掲載させていただきます。

機関投資家の皆様へ

株式会社ICJが運営する議決権電子行使プラットフォームのご利用を事前に申し込まれた場合には、当該プラットフォームにより議決権をご行使いただけます。

株主総会参考書類 議案及び参考事項

第1号議案 剰余金の配当の件

当期の期末配当につきましては、当期の業績の状況と今後の事業展開を勘案した普通配当に、創業110周年記念配当を加え、以下のとおりといたしたいと存じます。

	配当財産の種類
1	金銭といたします。
	配当財産の割当てに関する事項及びその総額
2	当社普通株式1株につき金32円（普通配当26円、記念配当6円） 配当総額 2,340,407,584円
	剰余金の配当が効力を生じる日
3	2022年6月30日

第2号議案 定款一部変更の件

1. 変更の理由

「会社法の一部を改正する法律」（令和元年法律第70号）附則第1条ただし書きに規定する改正規定が2022年9月1日に施行されますので、株主総会資料の電子提供制度導入に備えるため、次のとおり当社定款を変更するものであります。

- (1) 変更案第15条第1項は、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとる旨を定めるものであります。
- (2) 変更案第15条第2項は、書面交付請求をした株主に交付する書面に記載する事項の範囲を限定するための規定を設けるものであります。
- (3) 株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供の規定（現行定款第15条）は不要となるため、これを削除するものであります。
- (4) 上記の新設・削除に伴い、効力発生日等に関する附則を設けるものであります。

2. 変更の内容

変更の内容は次のとおりであります。

（下線__は、変更部分を示すものであります。）

現行定款	変更案
<u>（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）</u>	（削除）
第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類、事業報告、計算書類および連結計算書類に記載または表示をすべき事項に係る情報を、法務省令に定めるところに従いインターネットを利用する方法で開示することにより、株主に対して提供したものとみなすことができる。	


現行定款	変更案
(新設)	<p><u>(電子提供措置等)</u></p> <p><u>第15条 当社は、株主総会の招集に際し、株主総会参考書類等の内容である情報について、電子提供措置をとるものとする。</u></p> <p><u>2. 当社は、電子提供措置をとる事項のうち法務省令で定めるものの全部又は一部について、議決権の基準日までに書面交付請求をした株主に対して交付する書面に記載しないことができる。</u></p>
(新設)	<p><u>附 則</u></p> <p><u>(株主総会資料の電子提供に関する経過措置)</u></p> <p><u>第1条 変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）の削除及び変更後定款第15条（電子提供措置等）の新設は、2022年9月1日から効力を生ずるものとする。</u></p> <p><u>2. 前項の規定にかかわらず2022年9月1日から6か月以内の日を株主総会の日とする株主総会については、変更前定款第15条（株主総会参考書類等のインターネット開示とみなし提供）はなお効力を有する。</u></p> <p><u>3. 本附則は、2022年9月1日から6か月を経過した日又は前項の株主総会の日から3か月を経過した日のいずれか遅い日後にこれを削除する。</u></p>

第3号議案 取締役2名選任の件

本株主総会終結の時をもって、取締役 吉川秀隆、高橋源樹の両氏は任期満了となります。つきましては、社外取締役1名を含む取締役2名の選任をお願いいたしたいと存じます。

なお、取締役候補者の選定にあたりましては、半数を独立社外取締役で構成する任意の指名・報酬委員会の審議を経ております。

取締役候補者は次のとおりであります。

候補者番号 1 再任		略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況
よし かわ ひで たか 吉 川 秀 隆		1974年 4月 タカラベルモント(株)入社 1983年 6月 同社取締役 1987年 6月 同社常務取締役 1989年10月 同社代表取締役社長 1996年 6月 当社取締役（現在） 1999年 6月 タカラベルモント(株) 代表取締役会長兼社長（現在）
生年月日	1949年8月17日生	
所有する当社の株式数	232,250株	

取締役候補者とした理由

吉川秀隆氏は、事業会社の代表者を長年にわたり務めるなど、経営全般にわたる豊富な知識と経験を有しており、引き続き当社の経営の重要事項の意思決定に十分な役割を果たすことが期待できると判断し、取締役候補者としてしました。

候補者番号

2

再任
社外
独立



略歴、地位、担当及び重要な兼職の状況

2007年 6月 ヤマハ(株)取締役執行役員
2009年 6月 同社取締役常務執行役員
2015年 6月 同社顧問
2016年 6月 当社取締役（現在）
2016年 6月 (株)ニッセイ社外取締役

たか はし もと き
高 橋 源 樹

生年月日 1951年12月4日生

所有する当社の株式数 2,400株

社外取締役候補者とした理由及び期待される役割の概要

高橋源樹氏は、事業会社で経営戦略の責任者を務めると共に、国内外で企業経営に従事するなど、企業経営に係る豊富な知識と経験を有しており、引き続き、独立、公正な立場から当社の経営に有用な意見・提言をいただくことが期待できると共に、当社の業務執行の監督等の役割に適任であると判断し、社外取締役候補者となりました。

なお、同氏の当社社外取締役在任期間は、本株主総会終結の時をもって6年となります。

- (注) 1. 各候補者と当社との間には、特別の利害関係はありません。
2. 高橋源樹氏は、社外取締役候補者であります。
3. 高橋源樹氏は、2022年2月24日をもって(株)ニッセイの社外取締役を辞任いたしました。
4. 当社は、高橋源樹氏を東京証券取引所の定めに基づく独立役員として届け出ており、同氏の再任が承認された場合は、引き続き同氏を独立役員とする予定であります。
5. 当社は、吉川秀隆、高橋源樹の両氏との間で、損害賠償責任の限度額を会社法第425条第1項の定める最低責任限度額とする責任限定契約を締結しております。なお、両氏の再任が承認された場合、両氏との当該契約を継続する予定であります。
6. 当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。
- 各候補者の再任が承認された場合、引き続き当該保険契約の被保険者に含まれることとなります。また、当該保険契約は次回更新時においても同内容での更新を予定しております。

(ご参考) 選任後の取締役及び監査役のスキル・マトリックス

第3号議案が原案どおり承認可決された場合の取締役及び監査役のスキル・マトリックスは次のとおりとなります。

氏名	役職等	特に期待する分野							
		企業 経営	財務・ 会計	コンプライアンス・ リスクマネジメント	グローバル	営業・ マーケティング	人事 戦略	調達・ 製造・ 物流	DX・IT
渡辺 岳夫	代表取締役社長 社長執行役員	○	○	○	○	○			
井東 洋司	代表取締役 副社長執行役員	○	○	○			○		○
鈴木 秀俊	取締役 専務執行役員	○	○	○				○	○
吉川 秀隆	取締役	○		○	○	○	○		
高橋 源樹	取締役 (独立社外)	○	○		○	○	○		
橋本 健	取締役 (独立社外)	○	○			○		○	○
中嶋 新太郎	常勤監査役	○	○	○		○		○	
波田 博志	常勤監査役	○	○	○		○			
近藤 裕	常勤監査役 (独立社外)	○	○		○		○		○
飯田 和宏	監査役 (独立社外)		○	○					

※各人が保有するスキル等のうち、主なもの最大5つに○印を付けております。

※上記一覧表は、各人の有する全ての知見や経験を表すものではありません。

以 上

1. 企業集団の現況に関する事項

(1) 当該事業年度の事業の状況

①事業の経過及び成果

当連結会計年度におけるわが国経済は、新型コロナウイルスワクチンの接種の進展などにより、経済活動は一時的に持ち直しの動きが見られたものの、新たな変異株による感染再拡大や原材料価格の高騰に加えウクライナ情勢の緊迫化など、足元は厳しい状況で推移いたしました。

住宅市場におきましては、新しい生活様式の浸透に伴うリフォームニーズの拡大などにより、リフォーム需要は前年を上回る水準で推移し、また住宅着工につきましても回復基調となっているものの、足元では資材の急激な価格高騰や供給不安の影響により、先行きは不透明な状況であります。

このような事業環境の下、当社グループは、アルコール除菌でも劣化しないといった優れた特徴を持つ「高品位ホーロー」の訴求に努めるとともに、ホームページをリニューアルし、お客様がリフォーム後の生活空間をイメージしやすく、また地域の優良リフォーム店にお気軽にご相談いただけるようにするなど、リフォーム需要の掘り起こしに注力してまいりました。

また、上記施策に加え、当社の企業理念である“すべての人の暮らしを、より心地よくする”を実現する「商品力の強化」や、お客様に実際に“見て、触れて、納得”して頂く「ショールーム展開」といった当社の基本戦略にも引き続き注力してまいりました。

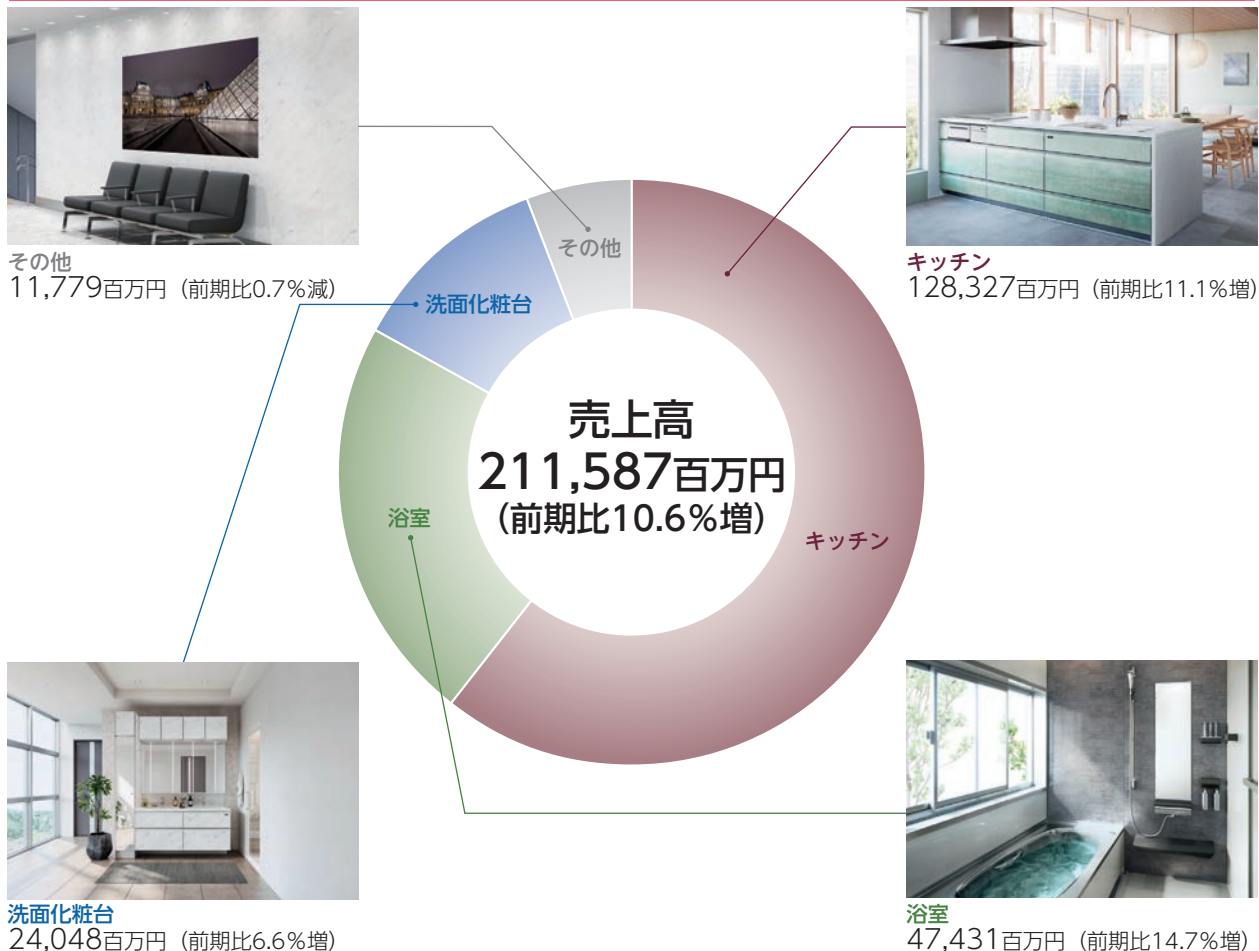
商品力の強化につきましては、フラッグシップモデルのホーローシステムキッチン「レミュー」に、焼き物調や金属錆調などを、インクジェット印刷にてリアルに表現したマット仕上げの扉柄をラインナップに追加するなど、当社独自の高品位ホーローを軸とした商品開発を更に進めてまいりました。

ショールーム展開につきましては、都市部での営業強化並びに地域密着営業の推進を目的に、「名古屋駅前ショールーム」の開設や「山形ショールーム」を新築移転するなど、リフォーム需要の獲得に向け一層の充実を図ってまいりました。

以上の結果、当連結会計年度における業績は、売上高2,115億8千7百万円（前期比10.6%増）、営業利益144億2千8百万円（同31.6%増）、経常利益148億5千6百万円（同30.4%増）、親会社株主に帰属する当期純利益109億5百万円（同43.7%増）となりました。

製品部門別の状況は次のとおりであります。

第148期 製品部門別売上高



(注) 「収益認識に関する会計基準」(企業会計基準第29号 2020年3月31日)等を当連結会計年度の期首から適用しており、前期比の算定に用いた前連結会計年度(第147期)の売上高は、当該会計基準を遡って適用した金額を用いております。

②設備投資の状況

当連結会計年度における設備投資の総額は78億8千1百万円となり、その内訳は生産・物流関係で54億3千7百万円、営業関係等で24億4千3百万円となっております。主なものといたしましては、生産性向上を目的とした自動化・省人化への投資、山形営業所の建築工事並びにIT関連投資等がございます。

③資金調達の状況

当連結会計年度におきましては、増資・社債発行による資金調達はございません。

④事業の譲渡、吸収分割又は新設分割の状況

該当する事項はございません。

⑤他の会社の事業の譲受けの状況

該当する事項はございません。

⑥吸収合併又は吸収分割による他の法人等の事業に関する権利義務の承継の状況

該当する事項はございません。

⑦他の会社の株式その他の持分又は新株予約権等の取得又は処分の状況

該当する事項はございません。

(2) 対処すべき課題

新築住宅市場は人口の減少やライフスタイルの変化などにより縮小傾向にあります。またリフォーム市場は新型コロナウイルス感染症拡大により、新たな生活スタイルを意識し暮らし方を見直すなど、リフォーム需要が増加傾向にあるものの不透明な状況にあります。当社グループにおきましては、売上規模拡大の一方で、資材価格やエネルギー価格の高騰による製造・物流コスト負担の増加、半導体などの電子部品の供給不安など企業経営における環境は厳しさを増しております。

そのような状況の中、当社グループは2023年度を最終年度とする「中期経営計画2023」の基本戦略に基づき、稼ぐ力の強化を図るとともに、環境変化に柔軟に対応できる経営基盤の構築を図ってまいります。

国内住宅設備関連事業ではデジタル技術の活用により、営業部門における生産性の向上や、生産物流部門における更なる自動化・省人化などを推進してまいります。海外事業やホーロー建材事業ではM&A等も活用した販売領域の拡大や、ホーローの研究・技術革新への注力による独自性の追求により、新たな成長基盤を構築してまいります。

また、世界的な環境問題への取組みは企業の責務であると認識し、顧客起点にサステナビリティの視点を加え、商品やサービスの品質の向上を更に推し進めてまいります。

国内外の経済につきましては、新型コロナウイルスの今後の感染拡大による影響が見通せず、先行きは非常に不透明な状況ではありますが、商品供給の安定化、オフィスやショールームにおける感染予防策の徹底に努めてまいります。

株主の皆様におかれましては、今後とも一層のご支援、ご鞭撻を賜りますようお願い申し上げます。

(3) 財産及び損益の状況の推移

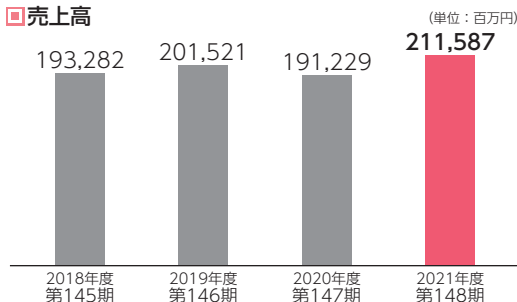
(単位：百万円)

	2018年度 第145期	2019年度 第146期	2020年度 第147期	2021年度 第148期 (当連結会計年度)
売上高	193,282	201,521	191,229	211,587
営業利益	11,801	12,631	10,961	14,428
経常利益	12,236	13,109	11,392	14,856
親会社株主に帰属する 当期純利益	8,322	8,647	7,588	10,905
1株当たり当期純利益	113円80銭	118円24銭	103円76銭	149円11銭
総資産	248,698	256,569	258,652	276,838
純資産	162,038	166,741	175,310	181,415

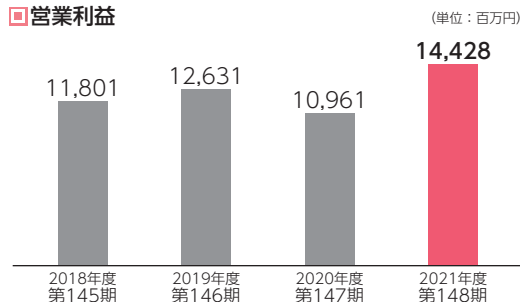
(注) 1. 1株当たり当期純利益は、期中平均発行済株式総数（自己株式数を控除）に基づき算出しております。

2. 「収益認識に関する会計基準」（企業会計基準第29号 2020年3月31日）等を当連結会計年度の期首から適用しており、前連結会計年度（第147期）の売上高の金額については、当該会計基準を遡って適用した場合の金額となっております。

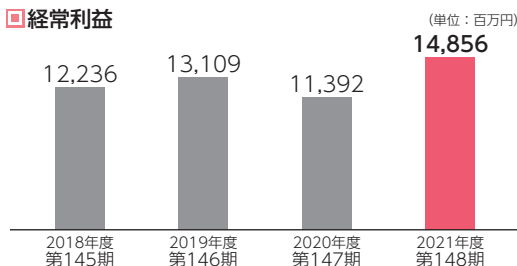
売上高



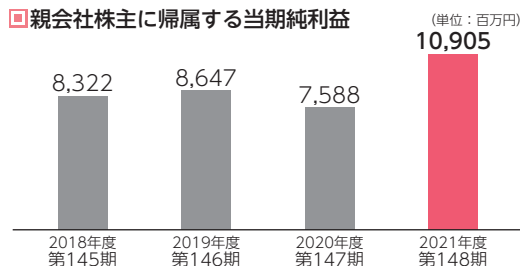
営業利益



経常利益



親会社株主に帰属する当期純利益



(4) 重要な親会社及び子会社の状況

①親会社との関係

該当する事項はございません。

②重要な子会社の状況

会社名	資本金	当社の出資比率	主要な事業内容
タカラ化工(株)	10百万円	100%	プラスチック成型品・複合材料の製造
タカラ物流サービス(株)	10百万円	100%	倉庫事業、荷役作業の請負

(5) 主要な事業内容 (2022年3月31日現在)

部門	事業内容
キッチン	ホーローシステムキッチン・木製システムキッチン・コンパクトキッチン・キッチンセット・ホーロークリーンキッチンパネル・加熱機器・レンジフード・各種収納機器・その他厨房機器の製造、仕入、販売
浴室	システムバス・シャワーユニット・シャワー&トイレユニット・鋳物ホーロー浴槽・カラーステンレス浴槽と付属品の製造、仕入、販売
洗面化粧台	ホーロー洗面化粧台・木製洗面化粧台・洗面収納ユニット・コンパクト手洗い・ホーロークリーン洗面パネルの製造、仕入、販売
その他	住宅用トイレ・ホーロークリーントイレパネル・手洗器・各種収納機器・電気温水器・エコキュート・石油及びガス給湯器・ホーロー壁装材・金型・フリット・薄板鋼板ホーロー・その他の住宅設備機器の製造、仕入、販売

(6) 主要な営業所及び工場 (2022年3月31日現在)

①当 社

主要な営業所及び工場		所 在 地
本 社		大阪市城東区嶋野東1丁目2番1号
支 社		東京・首都圏特販（東京都新宿区）、東日本直需（川口市）、大阪・関西特販・関西直需（東大阪市）、福岡
支 店		北海道（札幌市）、青森、秋田、仙台（名取市）、郡山、水戸、宇都宮、群馬（高崎市）、埼玉（さいたま市）、千葉、横浜、新潟、甲府、長野、静岡、岐阜、名古屋・中部特販・中部直需（名古屋市）、三重（津市）、北陸（金沢市）、京都、神戸、和歌山、米子、岡山、広島・中四国直需（広島市）、四国（高松市）、九州特販・九州直需（福岡市）、熊本、鹿児島、沖縄（那覇市）
営 業 所		全国115カ所
工 場		鹿島（神栖市）、埼玉（加須市）、千葉（八千代市）、新潟（長岡市）、三島、岐阜（可児市）、名古屋、知多（半田市）、北陸（石川県津幡町）、トナミ（砺波市）、滋賀（甲賀市）、びわこ（東近江市）、大阪、和歌山（和歌山県かつらぎ町）、福岡・鞍手（福岡県鞍手町）



(注) 2022年4月1日付にて、埼玉工場を千葉工場へ統合し、千葉工場を関東工場へ名称変更いたしました。

②子会社

会 社 名	所 在 地
タカラ化工(株)	本社（滋賀県湖南市）
タカラ物流サービス(株)	本社（大阪府八尾市）

(7) 従業員の状況 (2022年3月31日現在)

従業員数	前期末比増減	平均年齢	平均勤続年数
6,298名	20名増	40歳5ヵ月	14年7ヵ月

(注) 従業員数は就業人員であります。

(8) 主要な借入先 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

借入先	借入額
(株) みずほ銀行	2,700
(株) 横浜銀行	2,500
(株) 三菱UFJ銀行	1,600
(株) 常陽銀行	1,300

2. 会社の状況に関する事項

(1) 株式に関する事項 (2022年3月31日現在)

- ①発行可能株式総数 150,000,000株
- ②発行済株式の総数 73,937,194株 (自己株式799,457株を含む)
- ③株主数 6,995名
- ④大株主 (上位10名)

株 主 名	持株数	持株比率
	千株	%
タカラスタンドード持株会	11,393	15.58
タカラベルモントアセットマネジメント(株)	6,500	8.89
日本マスタートラスト信託銀行(株) (信託口)	6,157	8.42
タカラスタンドード社員持株会	3,890	5.32
(株)日本カスタディ銀行 (信託口)	3,863	5.28
(株)みずほ銀行	2,918	3.99
(株)横浜銀行	2,723	3.72
日本生命保険相互会社	2,045	2.80
(株)常陽銀行	1,620	2.21
(株)三菱UFJ銀行	1,529	2.09

(注) 持株比率は自己株式を控除して計算しております。

(2) 新株予約権等に関する事項

該当する事項はございません。

(3) 会社役員に関する事項

①取締役及び監査役の状況（2022年3月31日現在）

1) 取締役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況
代表取締役社長	渡辺 岳夫		12/12回
代表取締役	井東 洋司	本社管理本部長 兼 営業本部管掌	12/12回
取締役	鈴木 秀俊	本社生産物流本部長 兼 品質保証室管掌	12/12回
取締役	吉川 秀隆	タカラベルモント(株) 代表取締役会長 兼 社長	12/12回
取締役	高橋 源樹		12/12回
取締役	橋本 健	(株)吉川国工業所 顧問	12/12回

2) 監査役

会社における地位	氏名	担当及び重要な兼職の状況	取締役会出席状況	監査役会出席状況
常勤監査役	中嶋 新太郎		12/12回	13/13回
常勤監査役	波田 博志		12/12回	13/13回
常勤監査役	近藤 裕		12/12回	13/13回
監査役	飯田 和宏	弁護士 (株)関西都市居住サービス 社外監査役 関西文化学術研究都市センター(株) 社外監査役 辻井木材(株) 社外監査役	11/12回	12/13回

- (注) 1. 取締役高橋源樹氏及び取締役橋本 健氏は社外取締役であります。
 2. 常勤監査役近藤 裕氏及び監査役飯田和宏氏は社外監査役であります。
 3. 取締役高橋源樹氏及び取締役橋本 健氏、常勤監査役近藤 裕氏、監査役飯田和宏氏につきましては、東京証券取引所の定めに基づく独立役員として同取引所に届出を行っております。
 4. 取締役野口俊明氏は、2021年6月29日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって任期満了により退任いたしました。
 5. 取締役高橋源樹氏は、2022年2月24日付で(株)ニッセイの社外取締役を辞任いたしました。
 6. 取締役橋本 健氏は、2021年6月17日付で伊藤忠食品(株)の社外取締役を退任いたしました。
 7. 監査役飯田和宏氏は、2021年6月29日付で大和ハウス工業(株)の社外監査役を退任いたしました。
 8. 監査役飯田和宏氏は、2022年2月17日付で(株)立花マテリアルの社外監査役を辞任いたしました。

②責任限定契約の内容の概要

当社と各非業務執行取締役及び各監査役は、会社法第427条第1項の規定に基づき、同法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しており、当該契約に基づく損害賠償の限度額は法令が規定する最低責任限度額であります。

③役員等賠償責任保険契約の内容の概要

当社は、当社及び当社子会社の取締役、監査役及び執行役員を被保険者として会社法第430条の3第1項に規定する役員等賠償責任保険契約を保険会社との間で締結しており、その保険料を全額当社が負担しております。当該保険契約では、被保険者が会社の役員等の地位に基づき行った行為に起因して損害賠償請求がなされたことにより、被保険者が被る法律上の損害賠償金や争訟費用等が填補されることとなります。ただし、被保険者の犯罪行為や法令違反であることを認識して行った行為、私的利益または便宜供与を違法に得たこと等に起因して生じた損害については填補しないなど、免責事由があります。

④取締役及び監査役の報酬等

1) 役員報酬等の内容の決定に関する方針等

当社は、指名・報酬委員会での審議・答申を踏まえて、取締役会において、取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針を決議しております。

また、取締役会は、当事業年度に係る取締役の個人別の報酬等について、指名・報酬委員会が審議・答申していることから、その内容が当該方針に沿うものであると判断しております。

取締役の個人別の報酬等の内容に係る決定方針の内容は以下のとおりとなります。

a. 報酬等の構成

取締役（社外取締役を除く）の報酬は、会社業績と職責を反映させた体系とし、固定報酬である基本報酬と短期インセンティブ報酬としての業績連動報酬（賞与）の2種類で構成する。

社外取締役の報酬は、役割と独立性の観点から、基本報酬のみとする。

なお、市場競争力を担保するため、毎年、外部機関の役員報酬に関する調査を用いて、個人別の報酬額の水準の妥当性を検証する。

b. 基本報酬

取締役役位及び兼務する執行役員役位に応じて設定し、毎月固定額を支給する金銭報酬とする。

c. 業績連動報酬

取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率である。当該指標を選択した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためである。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定する。

取締役会長及び取締役社長の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定し、取締役（取締役会長、取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率及び経営課題への取組状況の定性評価を勘案して決定する。

d. 報酬等の割合

業績指標のうち連結売上高、連結営業利益の目標に対する達成率、及び連結売上高営業利益率の各々に対応する評価ランクが標準ランクである場合に、基本報酬70%、業績連動報酬30%となるように設定する。

e. 第三者への委任に関する事項

取締役（取締役会長、取締役社長及び社外取締役を除く）の個人別の報酬の決定を取締役社長に委任するものとし、委任する権限の内容は業績連動報酬の定性評価を踏まえた具体的な内容の決定とする。

2) 当事業年度に係る報酬等の総額等

区分	報酬等の総額	報酬等の種類別の総額		支給人員
		基本報酬 (固定報酬)	業績連動報酬	
取締役 (うち社外取締役)	200百万円 (16百万円)	141百万円 (16百万円)	58百万円 (-)	7名 (2名)
監査役 (うち社外監査役)	60百万円 (25百万円)	60百万円 (25百万円)	- (-)	4名 (2名)

(注) 1. 上記には、2021年6月29日開催の第147回定時株主総会終結の時をもって退任した取締役1名を含んでおります。

2. 業績連動報酬に関する事項

取締役（社外取締役を除く）に支給する業績連動報酬の算定の基礎として選定した業績指標は、連結売上高、連結営業利益及び連結売上高営業利益率であります。当該指標を選定した理由は、経営陣としての成果及び責任を客観的に明確にできるためであります。算定基礎とする業績指標とその値は、指名・報酬委員会の答申を踏まえて、取締役会で決定しております。

代表取締役社長の業績連動報酬は上記指標の達成率により決定し、取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬は上記指標の達成率及び経営課題への取組状況の定性評価を勘案して決定しております。

なお、当事業年度の連結売上高及び連結営業利益は「1. (3) 財産及び損益の状況の推移」に記載のとおりであり、連結売上高営業利益率は6.8%であります。

3. 報酬等に関する株主総会決議に関する事項

取締役の報酬額は、2016年6月29日開催の株主総会の決議により年額4億円以内（うち社外取締役分3千万円以内）としております。当該株主総会終結時点の取締役の員数は、9名（うち社外取締役2名）であります。

また、監査役の報酬額は、同日開催の株主総会の決議により年額7千万円以内としております。当該株主総会終結時点の監査役の員数は、3名であります。

4. 取締役の個人別の報酬等の決定に係る委任に関する事項

取締役会は、代表取締役社長 渡辺岳夫に対し、各取締役（代表取締役社長及び社外取締役を除く）の業績連動報酬の定性評価を踏まえた具体的な内容の決定を委任し、代表取締役社長において決定を行っております。

委任した理由は、当社全体の業績を俯瞰しつつ各取締役の担当領域や職責の評価を行うには代表取締役社長が最も適しているからであります。

5. 監査役の報酬等

監査役の報酬は、役割と独立性の観点から固定報酬である基本報酬のみで構成しており、株主総会で決議された報酬額の枠内で、各監査役の職務と責任に応じて、監査役の協議により決定しております。

⑤社外役員に関する事項

1) 他の法人等の重要な兼職状況及び当社と兼職先との関係

社外取締役及び社外監査役の重要な兼職の状況につきましては「①取締役及び監査役の状況」に記載のとおりであります。

なお、兼職先である法人等と当社との間に重要な取引その他の特別な関係はありません。

2) 当期における主な活動状況

取締役 高橋 源樹

当期に開催した取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めました。

取締役 橋本 健

当期に開催した取締役会12回全てに出席いたしました。取締役会では企業経営に関する豊富な経験と幅広い知見をもとに独立、公正な立場から意見を述べるなど、当社の業務執行の監督等の役割を適切に果たしております。また、任意の指名・報酬委員会の委員を務めました。

常勤監査役 近藤 裕

当期に開催した取締役会12回全て、監査役会13回全てに出席し、主に出身分野である銀行業務を通じて培ってきた知識・見地から意見を述べています。また、これとは別に常勤監査役として取締役及び会計監査人との面談及び意見交換を適宜行っております。

監査役 飯田 和宏

当期に開催した取締役会12回中11回、監査役会13回中12回に出席し、弁護士としての豊富な経験と専門の見地から意見を述べています。また、これとは別に取締役との面談及び意見交換を適宜行っております。

(ご参考) 執行役員の状況 (2022年4月1日現在)

会社における地位	氏 名	主な職務担当
社長執行役員	渡 辺 岳 夫	
副社長執行役員	井 東 洋 司	本社管理本部長 兼 営業本部管掌 兼 経営企画室管掌
専務執行役員	鈴 木 秀 俊	本社生産物流本部長 兼 品質保証室管掌
専務執行役員	野 口 俊 明	本社営業本部長
常務執行役員	白 坂 佳 道	管理本部人事部管掌 兼 管理本部総務部管掌
常務執行役員	落 合 秀 信	東日本直需支社長
常務執行役員	小 田 泰 三	本社研究開発本部長
執行役員	樋 爪 康 久	本社管理本部情報システム部長
執行役員	郷右近 秀 之	仙台支店長
執行役員	梅 田 馨	管理本部経理部管掌 兼 管理本部財務部管掌
執行役員	中 島 安 志	本社生産物流本部購買部長
執行役員	野 村 画	関西直需支社長
執行役員	山 上 俊 行	知多工場長
執行役員	古 野 弘 和	首都圏特販支社長
執行役員	宮 本 豊 博	大阪支社長
執行役員	井 上 敬	中部直需支店長
執行役員	岡 本 淳	本社生産物流本部生産技術部長
執行役員	吉 井 剛 仁	本社生産物流本部副本部長 兼 ロジスティクス部長
執行役員	中 村 尚 司	関西特販支社長
執行役員	横 木 和 人	本社経営企画室長
執行役員	小 森 大	東京支社長
執行役員	荒 木 亮 二	東日本直需支社営業部第一営業部長 兼 営業管理部長
執行役員	藤 田 誠	福岡支社長
執行役員	井 上 敬 志	福岡工場長
執行役員	高 月 真 剛	本社営業本部副本部長 兼 営業企画部長
執行役員	林 文 彦	埼玉支店長
執行役員	川 崎 浩 一	本社研究開発本部研究部長

(4) 会計監査人に関する事項

①会計監査人の名称 アーク有限責任監査法人

②当該事業年度に係る会計監査人の報酬等の額

- | | |
|---------------------------------|-------|
| ・当該事業年度に係る会計監査人としての報酬等の額 | 35百万円 |
| ・当社及び当社子会社が支払うべき金銭その他財産上の利益の合計額 | 35百万円 |

- (注) 1. 会計監査人との間の監査契約において、「会社法」に基づく監査と「金融商品取引法」に基づく監査の監査報酬の額を区分しておらず、実質的にも区分できないため、当該事業年度に係る報酬等の額にはこれらの合計額を記載しております。
2. 監査役会は、会計監査人の監査計画の内容、会計監査の職務遂行状況及び報酬見積りの算出根拠等が適切であるかどうかについて必要な検証を行ったうえで、会計監査人の報酬等の額について同意の判断をいたしました。

③非監査業務の内容

該当する事項はございません。

④会計監査人の解任又は不再任の決定の方針

監査役会は、会計監査人の職務の執行に支障がある場合等、その必要があると判断した場合は、株主総会に提出する会計監査人の解任又は不再任に関する議案の内容を決定いたします。

また、会計監査人が会社法第340条第1項各号に定める項目に該当すると認められる場合は、監査役全員の同意に基づき、会計監査人を解任いたします。この場合、監査役会が選定した監査役は、解任後最初に招集される株主総会において、会計監査人を解任した旨及びその理由を報告いたします。

(5) 内部統制システムの整備に関する基本方針及びその運用状況

(内部統制システムの整備に関する基本方針)

①取締役・使用人の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

当社及び子会社は、経営における健全性と透明性を高め、会社の持続的な成長と高い収益力を追求するために、経営上の組織体制や仕組みを整備するものとし、法令及び定款に立脚した社内規程並びに各種マニュアルに基づき、それぞれの職務を適正に執行するものとする。

また当社は、内部監査部門として「監査室」を置き、当社及び子会社の事業活動全般にわたり業務監査を実施し、業務プロセスの適正性やその有効性、社内規程・ルールの遵守状況等について調査・指導を行う。

②取締役の職務の執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

社内規程に則り、文書などの保存・管理を行う。

③損失の危険の管理に関する規程その他の体制

当社及び子会社の所管業務に付随するリスク管理は各部門長が責任をもって行うものとし、全社的・組織横断的な業務プロセスに係るリスクは、相互牽制機能を持つ組織や規程により制度としてチェック・対応できる体制としている。なお、重大な災害や事故が発生した場合は、社長が「緊急対策会議」を招集し迅速に対応する。

④取締役の職務の執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社は、取締役会規程に基づき、取締役会を定期的に開催するほか、必要に応じて臨時に開催し、重要事項の決定並びに取締役の業務執行状況の監督等を行う。また、業務執行体制の強化と意思決定の迅速化を目的として、執行役員制度を導入し、その役割と責任を明確にしている。

当社及び子会社の職務執行については、職務分掌や稟議事項・決裁権限などを定めた社内規程に則り、各役員並びに部門長が自己の分掌範囲について責任をもって行う体制とする。

⑤当社及び子会社から成る企業集団における業務の適正を確保するための体制

当社は、グループ全体を一体化した制度・規程で運営し業務の適正水準を確保している。また、子会社は当社の主要会議に出席し、基本方針・基本政策を共有している。なお、業績については定期的に、業務上重要な事象が発生した場合は都度、当社へ報告する体制としている。

⑥監査役がその職務を補助すべき使用人を置くことを求めた場合における当該使用人に関する事項及び当該使用人の取締役からの独立性に関する事項

監査役が使用人を置くことを求めた場合は、必要に応じて内部監査部門である監査室がこれを補佐する。補佐する業務に関しては、取締役の指揮命令を受けない。

⑦監査役への報告体制、その他監査役の監査が実効的に行われることを確保するための体制

監査役に対しては、取締役会への出席により重要な業務の執行状況について報告を受ける体制を採っている他、監査室による内部監査状況の概要報告を適時行う。また、当社及び子会社の取締役及び使用人等は、会社に著しい損害を及ぼすおそれのある事実、又は法令・定款に違反する重大な事実等を知った場合は、速やかに監査役にこれを報告するものとし、その報告を行った者に対し、当該報告をしたことを理由に不利な取扱いを行わないものとする。

⑧監査役の職務の執行について生ずる費用又は債務の処理に係る方針に関する事項

当社は、監査役の職務の執行において生ずる費用等の処理については、速やかに処理を行う。

(内部統制システムの運用状況の概要)

当社は取締役会において決議された「内部統制システムの整備に関する基本方針」に基づき業務の適正を確保するための体制を運用しております。当社ではグループ全体を一体化した制度・規程により運用することで業務の適正水準の確保に努めるとともに、内部監査部門による業務監査、重大なリスクに関する監査役への独立した報告体制による運用、取締役会での内部統制に関する運用状況の報告を実施しております。

(注) 事業報告に記載しております金額及び株式数は、表示単位未満の端数を切捨てて表示しております。

添付書類 連結計算書類

連結貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	170,456	流動負債	74,016
現金及び預金	88,607	支払手形及び買掛金	18,194
受取手形	5,366	電子記録債務	27,683
売掛金	30,392	短期借入金	9,700
電子記録債権	27,490	未払法人税等	3,204
商品及び製品	10,574	その他	15,233
仕掛品	3,045	固定負債	21,406
原材料及び貯蔵品	4,642	再評価に係る繰延税金負債	2,759
その他	357	退職給付に係る負債	18,362
貸倒引当金	△18	その他	284
固定資産	106,382	負債合計	95,422
有形固定資産	82,451	(純資産の部)	
建物及び構築物	25,104	株主資本	176,912
機械装置及び運搬具	9,869	資本金	26,356
工具、器具及び備品	8,060	資本剰余金	30,736
土地	37,389	利益剰余金	120,753
建設仮勘定	2,027	自己株式	△934
無形固定資産	1,700	その他の包括利益累計額	4,503
ソフトウェア	1,630	その他有価証券評価差額金	5,231
その他	69	土地再評価差額金	1,897
投資その他の資産	22,230	退職給付に係る調整累計額	△2,624
投資有価証券	13,411	純資産合計	181,415
長期貸付金	208	負債及び純資産合計	276,838
繰延税金資産	6,211		
その他	2,408		
貸倒引当金	△8		
資産合計	276,838		

連結損益計算書 (自2021年4月1日至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科 目	金 額	
売 上 高		211,587
売 上 原 価		135,462
売 上 総 利 益		76,125
販 売 費 及 び 一 般 管 理 費		61,696
営 業 利 益		14,428
営 業 外 収 益		
受 取 利 息 及 び 配 当 金	449	
そ の 他	102	552
営 業 外 費 用		
支 払 利 息	57	
製 品 安 全 対 策 費 用	43	
そ の 他	23	124
経 常 利 益		14,856
特 別 利 益		
固 定 資 産 売 却 益	598	
投 資 有 価 証 券 売 却 益	1,157	1,755
特 別 損 失		
固 定 資 産 除 却 損	349	
固 定 資 産 売 却 損	382	
投 資 有 価 証 券 評 価 損	3	
減 損 損 失	133	867
税 金 等 調 整 前 当 期 純 利 益		15,743
法 人 税 、 住 民 税 及 び 事 業 税	4,452	
法 人 税 等 調 整 額	385	4,838
当 期 純 利 益		10,905
親 会 社 株 主 に 帰 属 す る 当 期 純 利 益		10,905

連結株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本				
	資本金	資本剰余金	利益剰余金	自己株式	株主資本合計
当連結会計年度期首残高	26,356	30,736	114,296	△934	170,455
当連結会計年度変動額					
剰余金の配当			△2,706		△2,706
親会社株主に帰属する当期純利益			10,905		10,905
自己株式の取得				△0	△0
土地再評価差額金の取崩			△1,742		△1,742
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)					
当連結会計年度変動額合計	－	－	6,457	△0	6,457
当連結会計年度末残高	26,356	30,736	120,753	△934	176,912

	その他の包括利益累計額					純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	退職給付に 係る 調整累計額	その他の 包括利益 累計額合計	
当連結会計年度期首残高	7,173	△3	613	△2,928	4,854	175,310
当連結会計年度変動額						
剰余金の配当						△2,706
親会社株主に帰属する当期純利益						10,905
自己株式の取得						△0
土地再評価差額金の取崩						△1,742
株主資本以外の項目の 当連結会計年度変動額 (純額)	△1,942	3	1,283	303	△351	△351
当連結会計年度変動額合計	△1,942	3	1,283	303	△351	6,105
当連結会計年度末残高	5,231	－	1,897	△2,624	4,503	181,415

添付書類 計算書類

貸借対照表 (2022年3月31日現在)

(単位：百万円)

科目	金額	科目	金額
(資産の部)		(負債の部)	
流動資産	170,219	流動負債	73,811
現金及び預金	88,583	支払手形	1,684
受取手形	5,366	電子記録債権	27,683
売掛金	30,369	買掛金	16,465
電子記録債権	27,490	短期借入金	9,700
商品及び製品	10,589	未払金	1,048
仕掛品	2,962	未払法人税等	3,189
原材料及び貯蔵品	4,535	未払費用	11,164
その他	342	契約負債	152
貸倒引当金	△18	預り金	725
固定資産	104,836	その他	1,997
有形固定資産	81,236	固定負債	17,486
建物及び構築物	24,866	再評価に係る繰延税金負債	2,759
機械及び装置	9,471	退職給付引当金	14,442
車両運搬具	127	その他	284
工具、器具及び備品	7,924	負債合計	91,298
土地	36,865	(純資産の部)	
建設仮勘定	1,981	株主資本	176,629
無形固定資産	1,696	資本	26,356
ソフトウェア	1,628	資本剰余金	30,721
その他	68	資本準備金	30,719
投資その他の資産	21,903	その他資本剰余金	1
投資有価証券	13,411	利益剰余金	120,485
関係会社株式	874	利益準備金	2,962
出資金	67	その他利益剰余金	117,523
長期貸付金	208	株主配当積立金	20
繰延税金資産	5,009	固定資産圧縮積立金	1,947
その他	2,340	特別償却準備金	5
貸倒引当金	△8	別途積立金	39,791
資産合計	275,056	繰越利益剰余金	75,758
		自己株式	△934
		評価・換算差額等	7,128
		その他有価証券評価差額金	5,231
		土地再評価差額金	1,897
		純資産合計	183,757
		負債及び純資産合計	275,056

損益計算書 (自2021年4月1日至2022年3月31日)

(単位：百万円)

科目	金額	
売上高		211,501
売上原価		135,690
売上総利益		75,810
販売費及び一般管理費		61,520
営業利益		14,289
営業外収益		
受取利息及び配当金	449	
その他の	102	551
営業外費用		
支払利息	57	
製品安全対策費用	43	
その他の	23	124
経常利益		14,716
特別利益		
固定資産売却益	598	
投資有価証券売却益	1,157	1,755
特別損失		
固定資産除却損	338	
固定資産売却損	382	
投資有価証券評価損	3	
減損損失	133	856
税引前当期純利益		15,614
法人税、住民税及び事業税	4,408	
法人税等調整額	390	4,798
当期純利益		10,816

株主資本等変動計算書 (自2021年4月1日至2022年3月31日)

(単位：百万円)

	株 主 資 本									自己株式	株主資本 合計
	資本金	資本剰余金		利益剰余金							
		資本 準備金	その他 資本 剰余金	利益 準備金	その他利益剰余金						
					株主配当 積立金	固定資産 圧縮 積立金	特別償却 準備金	別途 積立金			
当期首残高	26,356	30,719	1	2,962	20	2,039	13	39,791	69,290	△934	170,261
当期変動額											
剰余金の配当									△2,706		△2,706
当期純利益									10,816		10,816
固定資産圧縮積立金の取崩						△91			91		-
特別償却準備金の取崩							△7		7		-
自己株式の取得										△0	△0
土地再評価差額金の取崩									△1,742		△1,742
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)											
当期変動額合計	-	-	-	-	-	△91	△7	-	6,467	△0	6,367
当期末残高	26,356	30,719	1	2,962	20	1,947	5	39,791	75,758	△934	176,629

	評価・換算差額等				純資産合計
	その他 有価証券 評価差額金	繰延ヘッジ 損益	土地再評価 差額金	評価・換算 差額等合計	
当期首残高	7,173	△3	613	7,783	178,045
当期変動額					
剰余金の配当					△2,706
当期純利益					10,816
固定資産圧縮積立金の取崩					-
特別償却準備金の取崩					-
自己株式の取得					△0
土地再評価差額金の取崩					△1,742
株主資本以外の項目の 当期変動額 (純額)	△1,942	3	1,283	△655	△655
当期変動額合計	△1,942	3	1,283	△655	5,712
当期末残高	5,231	-	1,897	7,128	183,757

連結計算書類に係る会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

タカラスタンダード株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 芳郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 宏範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第444条第4項の規定に基づき、タカラスタンダード株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの連結会計年度の連結計算書類、すなわち、連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表について監査を行った。

当監査法人は、上記の連結計算書類が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、タカラスタンダード株式会社及び連結子会社からなる企業集団の当該連結計算書類に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「連結計算書類の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社及び連結子会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の連結計算書類に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

連結計算書類の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と連結計算書類又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

連結計算書類に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して連結計算書類を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない連結計算書類を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

連結計算書類を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき連結計算書類を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

連結計算書類の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての連結計算書類に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から連結計算書類に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、連結計算書類の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 連結計算書類の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として連結計算書類を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において連結計算書類の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する連結計算書類の注記事項が適切でない場合は、連結計算書類に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 連結計算書類の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた連結計算書類の表示、構成及び内容、並びに連結計算書類が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。
- ・ 連結計算書類に対する意見を表明するために、会社及び連結子会社の財務情報に関する十分かつ適切な監査証拠を入手する。監査人は、連結計算書類の監査に関する指示、監督及び実施に関して責任がある。監査人は、単独で監査意見に対して責任を負う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社及び連結子会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

会計監査人の監査報告書 謄本

独立監査人の監査報告書

2022年5月10日

タカラスタンダード株式会社
取締役会 御中

アーク有限責任監査法人

大阪オフィス

指定有限責任社員 公認会計士 岡野 芳郎
業務執行社員

指定有限責任社員 公認会計士 伊藤 宏範
業務執行社員

監査意見

当監査法人は、会社法第436条第2項第1号の規定に基づき、タカラスタンダード株式会社の2021年4月1日から2022年3月31日までの第148期事業年度の計算書類、すなわち、貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表並びにその附属明細書（以下「計算書類等」という。）について監査を行った。

当監査法人は、上記の計算書類等が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して、当該計算書類等に係る期間の財産及び損益の状況を、全ての重要な点において適正に表示しているものと認める。

監査意見の根拠

当監査法人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に準拠して監査を行った。監査の基準における当監査法人の責任は、「計算書類等の監査における監査人の責任」に記載されている。当監査法人は、我が国における職業倫理に関する規定に従って、会社から独立しており、また、監査人としてのその他の倫理上の責任を果たしている。当監査法人は、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手したと判断している。

その他の記載内容

その他の記載内容は、事業報告及びその附属明細書である。経営者の責任は、その他の記載内容を作成し開示することにある。また、監査役及び監査役会の責任は、その他の記載内容の報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

当監査法人の計算書類等に対する監査意見の対象にはその他の記載内容は含まれておらず、当監査法人はその他の記載内容に対して意見を表明するものではない。

計算書類等の監査における当監査法人の責任は、その他の記載内容を通読し、通読の過程において、その他の記載内容と計算書類等又は当監査法人が監査の過程で得た知識との間に重要な相違があるかどうか検討すること、また、そのような重要な相違以外にその他の記載内容に重要な誤りの兆候があるかどうか注意を払うことにある。

当監査法人は、実施した作業に基づき、その他の記載内容に重要な誤りがあると判断した場合には、その事実を報告することが求められている。

その他の記載内容に関して、当監査法人が報告すべき事項はない。

計算書類等に対する経営者並びに監査役及び監査役会の責任

経営者の責任は、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠して計算書類等を作成し適正に表示することにある。これには、不正又は誤謬による重要な虚偽表示のない計算書類等を作成し適正に表示するために経営者が必要と判断した内部統制を整備及び運用することが含まれる。

計算書類等を作成するに当たり、経営者は、継続企業の前提に基づき計算書類等を作成することが適切であるかどうかを評価し、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に基づいて継続企業に関する事項を開示する必要がある場合には当該事項を開示する責任がある。

監査役及び監査役会の責任は、財務報告プロセスの整備及び運用における取締役の職務の執行を監視することにある。

計算書類等の監査における監査人の責任

監査人の責任は、監査人が実施した監査に基づいて、全体としての計算書類等に不正又は誤謬による重要な虚偽表示がないかどうかについて合理的な保証を得て、監査報告書において独立の立場から計算書類等に対する意見を表明することにある。虚偽表示は、不正又は誤謬により発生する可能性があり、個別に又は集計すると、計算書類等の利用者の意思決定に影響を与えると合理的に見込まれる場合に、重要性があると判断される。

監査人は、我が国において一般に公正妥当と認められる監査の基準に従って、監査の過程を通じて、職業的専門家としての判断を行い、職業的懐疑心を保持して以下を実施する。

- ・ 不正又は誤謬による重要な虚偽表示リスクを識別し、評価する。また、重要な虚偽表示リスクに対応した監査手続を立案し、実施する。監査手続の選択及び適用は監査人の判断による。さらに、意見表明の基礎となる十分かつ適切な監査証拠を入手する。
- ・ 計算書類等の監査の目的は、内部統制の有効性について意見表明するためのものではないが、監査人は、リスク評価の実施に際して、状況に応じた適切な監査手続を立案するために、監査に関連する内部統制を検討する。
- ・ 経営者が採用した会計方針及びその適用方法の適切性、並びに経営者によって行われた会計上の見積りの合理性及び関連する注記事項の妥当性を評価する。
- ・ 経営者が継続企業を前提として計算書類等を作成することが適切であるかどうか、また、入手した監査証拠に基づき、継続企業の前提に重要な疑義を生じさせるような事象又は状況に関して重要な不確実性が認められるかどうか結論付ける。継続企業の前提に関する重要な不確実性が認められる場合は、監査報告書において計算書類等の注記事項に注意を喚起すること、又は重要な不確実性に関する計算書類等の注記事項が適切でない場合は、計算書類等に対して除外事項付意見を表明することが求められている。監査人の結論は、監査報告書日までに入手した監査証拠に基づいているが、将来の事象や状況により、企業は継続企業として存続できなくなる可能性がある。
- ・ 計算書類等の表示及び注記事項が、我が国において一般に公正妥当と認められる企業会計の基準に準拠しているかどうかとともに、関連する注記事項を含めた計算書類等の表示、構成及び内容、並びに計算書類等が基礎となる取引や会計事象を適正に表示しているかどうかを評価する。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、計画した監査の範囲とその実施時期、監査の実施過程で識別した内部統制の重要な不備を含む監査上の重要な発見事項、及び監査の基準で求められているその他の事項について報告を行う。

監査人は、監査役及び監査役会に対して、独立性についての我が国における職業倫理に関する規定を遵守したこと、並びに監査人の独立性に影響を与えると合理的に考えられる事項、及び阻害要因を除去又は軽減するためにセーフガードを講じている場合はその内容について報告を行う。

利害関係

会社と当監査法人又は業務執行社員との間には、公認会計士法の規定により記載すべき利害関係はない。

以上

監査役会の監査報告書 謄本

監 査 報 告 書

当監査役会は、2021年4月1日から2022年3月31日までの第148期事業年度の取締役の職務の執行に関して、各監査役が作成した監査報告書に基づき、審議の上、本監査報告書を作成し、以下のとおり報告いたします。

1. 監査役及び監査役会の監査の方法及びその内容

- (1) 監査役会は、監査の方針、職務の分担等を定め、各監査役から監査の実施状況及び結果について報告を受けるほか、取締役等及び会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。
- (2) 各監査役は、監査役会が定めた監査の方針、職務の分担等に従い、取締役、内部監査部門その他の使用人等と意思疎通を図り、情報の収集及び監査の環境の整備に努めるとともに、以下の方法で監査を実施しました。
 - ① 取締役会その他重要な会議に出席し、取締役及び使用人等からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求め、重要な決裁書類等を閲覧し、本社及び主要な事業所において業務及び財産の状況を調査いたしました。また、子会社については、子会社の取締役及び監査役等と意思疎通及び情報の交換を図り、必要に応じて子会社から事業の報告を受けました。
 - ② 事業報告に記載されている取締役の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制その他株式会社及び子会社から成る企業集団の業務の適正を確保するために必要なものとして会社法施行規則第100条第1項及び第3項に定める体制の整備に関する取締役会決議の内容及び当該決議に基づき整備されている体制（内部統制システム）について、取締役及び使用人等からその構築及び運用の状況について定期的に報告を受け、必要に応じて説明を求め、意見を表明いたしました。
 - ③ 会計監査人が独立の立場を保持し、かつ、適正な監査を実施しているかを監視及び検証するとともに、会計監査人からその職務の執行状況について報告を受け、必要に応じて説明を求めました。また、会計監査人から「職務の遂行が適正に行われることを確保するための体制」（会社計算規則第131条各号に掲げる事項）を「監査に関する品質管理基準」（平成17年10月28日企業会計審議会）等に従って整備している旨の通知を受け、必要に応じて説明を求めました。

以上の方法に基づき、当該事業年度に係る事業報告及びその附属明細書、計算書類（貸借対照表、損益計算書、株主資本等変動計算書及び個別注記表）及びその附属明細書並びに連結計算書類（連結貸借対照表、連結損益計算書、連結株主資本等変動計算書及び連結注記表）について検討いたしました。

2. 監査の結果

- (1) 事業報告等の監査結果
 - ① 事業報告及びその附属明細書は、法令及び定款に従い、会社の状況を正しく示しているものと認めます。
 - ② 取締役の職務の執行に関する不正の行為又は法令もしくは定款に違反する重大な事実は認められません。
 - ③ 内部統制システムに関する取締役会決議の内容は相当であると認めます。また、当該内部統制システムに関する事業報告の記載内容及び取締役の職務の執行についても、指摘すべき事項は認められません。
- (2) 計算書類及びその附属明細書の監査結果
会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。
- (3) 連結計算書類の監査結果
会計監査人 アーク有限責任監査法人の監査の方法及び結果は相当であると認めます。

2022年5月11日

タカラスタンド株式会社 監査役会

常勤監査役 中 嶋 新太郎 ㊟
常勤監査役 波 田 博 志 ㊟
常勤監査役 近 藤 裕 ㊟
監 査 役 飯 田 和 宏 ㊟

(注) 常勤監査役 近藤 裕及び監査役 飯田和宏は、会社法第2条第16号及び第335条第3項に定める社外監査役であります。

以 上

3年目を迎えた土屋太鳳さん出演の新CM公開



土屋太鳳さんがCMキャラクターを務める新CM「来て、見て、納得！」（キッチン／バスルーム）篇を、全国で放送しています。料理・掃除好きとして知られているロボットの馬場裕之さんをお客様に迎え、自信を持って商品の紹介を行う3年目のショールームアドバイザー・土屋さんの頼もしい姿にぜひご注目ください。

創業110周年記念ロゴを制定

5月30日に創業110周年を迎えました。変わらないものを大切にしながら「進化・変革」するという思いを込めて、アートディレクター／グラフィックデザイナー・シマダタモツさんにデザインしていただき110周年記念ロゴを作成しました。



キッチンの新柄の陶器製アクセサリー発売

ホーローシステムキッチン「レミュー」の新デザインに合わせて、扉柄をイメージしたアクセサリーを、スタイリストの風間ゆみえさんとコラボレーションし、陶器製アクセサリーブランド「MIKELO」のウェブサイトで発売しました。



テレビドラマのセットに商品が採用

日本テレビ系ドラマ「恋です！～ヤンキー君と白杖ガール～」と、テレビ朝日系ドラマ「となりのチカラ」のセットに当社製品が採用されました。



左：「恋です！～ヤンキー君と白杖ガール～」に採用された木製システムキッチン「リフィット」



右：「となりのチカラ」に採用されたホーロー製キッチンセット「エマーユ」

最高級ホーローシステムキッチン「レミュー」をJR品川駅構内に展示



3月14日（月）から4月10日（日）まで、JR品川駅構内・中央改札前にて、最高級ホーローシステムキッチン「レミュー<灰緑>」の展示を行いました。スタイリッシュなリビング空間をイメージした本物のキッチンを、JR品川駅をご利用される方にご覧いただきました。

「家事らくリフォームコンテスト」開催

リフォーム需要の掘り起こしを目的に実施している「家事らくリフォームコンテスト」を2年ぶりに開催。表彰式（司会：竹内由恵、ゲスト：土屋太鳳）の様子を公式サイトに公開しました。



「台湾タカラ会」オンラインで開催

台湾における売り上げの拡大を図るため2018年より行っている得意先様との懇談会「台湾タカラ会」をオンラインにて開催しました。



全国各地のショールームをリニューアルオープン

全国のショールームをリニューアルオープンしました。見て、触れて、体感して、より良い生活空間を思い描きながら商品をお選びいただけるよう、各ショールームで地域の特性を打ち出しながら、さまざまなライフスタイルを表現した展示を充実させています。

山形ショールーム



名古屋駅前ショールーム



紀南ショールーム



佐世保ショールーム



多摩ショールーム



パートナーショップサイトリニューアル

当社製品取扱店タカラスタンダードパートナーショップのサイトをリニューアルオープン。リフォーム事例からの検索機能やサイトから直接パートナーショップにお問い合わせができる機能などを新たに搭載しました。



メ モ

A series of horizontal dashed lines for writing.

株主総会会場のご案内図

大阪市城東区鳴野東1丁目2番1号
タカラスタンダード株式会社
本社新館4階会議室



※公共交通機関をご利用くださいますようお願い申し上げます。

タカラスタンダード株式会社

お問合せ先

本社管理本部総務部
電話 06-6962-1500

**UD
FONT**

見やすく読みまちがえにくい
ユニバーサルデザインフォント
を採用しています。